

(1) 県立盲学校

所在地	〒522-0054 滋賀県彦根市西今町 800 番地	
連絡先等	電 話	0749-22-2321 (代表) 22-2322 (寄宿舎) 22-9961 (高等部) 22-9962 (幼小中学部) 22-9963 (理療科外来)
	F A X	0749-26-3686
	ホームページ	http://www.vi-sh.shiga-ec.ed.jp/index.html
	E-mail	vi-sh@pref-shiga.ed.jp
障害種別	視覚障害	
設置部	幼稚部 小学部 中学部 高等部 (普通科、保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科)	
幼児児童生徒数 (R5.5.1 現在)	幼稚部	3名
	小学部	5名
	中学部	0名
	高等部	14名 (内訳：普通科5名、専攻科保健理療科3名、専攻科理療科6名)
	計	22名
通学区域	全 県 (寄宿舎設置)	

1 本校のあらまし

本校は、明治41年に全盲の山本清一郎先生(初代校長)によって彦根に開設され、昭和42年、現在地に移転しました。彦根市郊外の住宅地に位置しており、JR南彦根駅より約1kmという交通至便の地にありますが、遠距離や通学が困難な人のために、寄宿舎が設置されています。

創立以来115年の歴史をもち、県下唯一の視覚障害児・者の学校としての責務だけでなく、支援進路部を中心に県内の視覚障害児・者の相談・支援を行い、センター的役割の発揮に努めています。

2 教育の方針および特色

幼児児童生徒一人ひとりの障害を把握し、幼・小・中・高一貫した教育をめざすとともに、見え方や発達を踏まえて、個に応じた指導や支援を行っています。また、障害の程度とニーズに配慮し、視覚補助具や情報機器を活用し、情報化社会に対応した授業等にも取り組んでいます。

幼稚部は、幼稚園教育要領に準じた体験的な活動や「自立活動」の取り組みをとおして、日常生活習慣の確立や触知覚の向上、豊かな認識・表現力・人間関係の育成と、健康な体づくりをめざしています。

小学部・中学部・高等部普通科では、地域の小学校・中学校・高等学校に準じた教育課程で学習し、基礎学力の向上に努めています。また、個々の課題に応じて歩行指導や音声パ



【高等部】

ソコン操作、視覚補助具の活用等の自立活動や、生きる力を育む総合的な学習に取り組んでいます。学習では、視覚障害の程度により、点字を用いた学習や普通の文字（墨字）による学習（拡大教科書の使用や拡大読書器の活用）を行います。

進路指導では、校内外の実習や見学をとおして、一人ひとりの個性や能力を十分に伸ばし生かせる進路の開拓に努めています。また、幼・小・中・高等部普通科の他の障害を併せ有する児童生徒については、障害に配慮した必要な知識、技能、習慣を養うことをねらいとして教育課程を組んでいます。

卒業生は、本校専攻科や大学への進学、介護施設や一般企業への就職、福祉的就労や自立訓練、生活介護へと進んでいます。

保健理療科（中卒者対象）や専攻科保健理療科（高卒者対象）では、あん摩マッサージ指圧師の国家試験の受験資格を、専攻科理療科（高卒者対象）では、あん摩・マッサージ・指圧師に加え、はり師、きゅう師の国家試験の受験資格を得ることができます。国家試験に合格し、免許を取得することで職業的自立を図ります。

卒業生は、機能訓練指導員としてデイサービス等の介護施設、訪問医療マッサージや整骨院等の施術所、ヘルスキーパーとして一般企業、医療機関等への就職や、自営で施術所を開業する人もいます。また、さらなる資格取得や研鑽を積むために筑波大学理療科教員養成施設や他府県の理学療法科、柔道整復科、研修科へ進学する人もいます。

中学部・高等部(普通科・理療科)の生徒は、体力向上や異年齢との交流、社会性の育成を目的に、放課後を中心に部活動に取り組んでいます。今年度は、運動部2（球技、柔道）、文化部4（パソコン、音楽、理療、ものづくり）を編成しています。運動部については、近畿盲学校の大会を通じて、他府県の盲学校との交流を積極的に行っています。



【専攻科】

3 学校案内図

- ◆◆ JR 南彦根駅西口下車西方向に約 1 km
- ◆◆ 近江鉄道、湖国バス（県立大学行き）「県立盲学校」下車
- ◆◆ 名神高速道路彦根インターより車で西へ約 15 分



4 教育相談

学 校 名	県立盲学校
相 談 日	火・木曜日を中心に随時
申 込 方 法	事前に電話等で連絡してください
相 談 内 容	<ul style="list-style-type: none">○乳幼児に対して<ul style="list-style-type: none">・育児についての相談・発達相談・視知覚向上の指導と相談・弱視レンズトレーニング・就学に関わる相談○小・中学校在籍の児童生徒に対して<ul style="list-style-type: none">・学習支援の方法、視覚補助具についての相談・適切な使用文字の大きさ、拡大教科書等の相談・点字、レンズ活用のための相談・視機能の弱い児童の相談・その他の日常生活の相談○高校生以上、社会人に対して<ul style="list-style-type: none">・生活補助具等についての相談・進路、職業についての相談